



告示

鳥取縣告示第百八十二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により日野郡江尾町長並びに岩美郡浦富町議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、昭和二十三年四月二十一日より
- 同 年同月二十六日まで

鳥取縣告示第百八十三號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により岩美郡浦富町並びに氣高郡酒津村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の

昭和二十三年四月二十日 火曜日
第九百一號

確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、昭和二十三年四月二十一日より
- 同 年同月二十三日まで

鳥取縣告示第百八十四號

鳥取縣立鳥取盲聾學校を次のように分離し昭和二十三年四月一日より實施した。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

學校 名 位 置

鳥取縣立鳥取盲學校 鳥取市場所町

鳥取縣立鳥取聾學校 同

鳥取縣告示第百八十五號

01095

昭和二十三年三月三十一日を以て青年學校を廢止した。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百八十六號

昭和二十二年産はぜの實を次のように割當し配給券を發給した。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

配給割當製蠟所

割當數量	工場所在地	名稱	代表者氏名	驛名
一八、〇〇〇斤	岩美郡本庄村	榎本製蠟所	榎本周藏	岩美
一五、〇〇〇斤	鳥取市行徳三	藤井製蠟所	藤井 潔	鳥取
一〇、〇〇〇斤	東伯郡大誠村	石田製蠟所	石田定好	由良
	大字西園一、五〇一			

鳥取縣告示第百八十七號

昭和二十二年八月六日附物價廳告示第四百六十五號(そ菜の販賣價格の統制額指定の件)附記一、〇(二)の規

定によつて乙地域の統制額の適用をうける地域を次のように指定する。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選舉告示

選舉管理委員會告示第七號

縣會議員選舉管理委員會規程の一部を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年四月二十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

名稱を「鳥取縣選舉管理委員會規程」に改める。

第一條中「行ひ」を「行い」に、「最多數をえた」を「最多數を得た」に改める。

第二條第二項中「行はなければ」を「行わなければ」に改める。

第三條中「故障のあるときは」を「事故があるとき、又

は委員長が缺けたときは」に、「あらかじめ」を「豫め」に改める。

第六條第一項中「行ふ」を「行う」に改める。

第九條第二項中「添へ」を「添え」に改める。

第十一條中「次のとおり」を「次の通り」に改める。

第十四條 委員會の事務を處理するため、事務局を附置する。

事務局に、事務局長一人、書記若干人を置く。

事務局長は書記の中から、委員長がこれを任命する。

第十五條 事務局長は、委員長の命を受け、書記を指揮して委員會に關する庶務を處理する。

書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第十六條中「書記長の承認をえずして、」を「事務局長の承認を得ずして、」に、「與へる」を「與える」に改める。

第十八條中「あらかじめ委員長」を「豫め事務局長」に、

「委員長又は書記長」を「事務局長」に改める。

第十九條本文中「起案文書は、」を「文書は、」に、

「書記長」を「事務局長」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、委員長が指定したものについては、事務局長がこれを専決し、又は輕易な事件については、全國選舉管理委員會及び他の都道府縣選舉管理委員會を除く外、事務局長名で文書の照復をすることができる。

第二十一條中「行ふ」を「行う」に改める。

第二十二條 委員會及び委員長並びに事務局長の公印は次のように定める。

鳥取縣選舉管理委員會之印

鳥取縣選舉管理委員會委員長之印

鳥取縣選舉管理委員會事務局長印

正 誤

昭和二十三年四月一日付鳥取縣公報號外鳥取縣規則第二十一號中次のように正誤する。

一、第二條第二行中「管理人」の「人」を削除

二、第十四條第二行中「幹」を「あつ」に變更

第二十四條第二行中「幹」を「あつ」に變更

70010

01096

42010

